

フランス全国大学評価委員会活動下の大学教育改革について

石村雅雄（高等教育教授システム開発センター）

1. はじめに

一般に、フランスの教育のシステムについては、全階梯にわたって、自由とともに平等性が保障されている。第四共和国憲法もその前文で「国家は、教育、職業訓練及び文化に対する子どもと成人の機会均等を保障する。無償にして非宗教的な公教育の編成は、あらゆる段階を通じて国家の義務とする」と規定している。こうした平等性の現実的保障のため、あらゆる国家的資格、免状についても、その取得した機関間の格差がないようにされ、かつ所得のための条件も統一されてきた。これは大学についても同様であり、大学の第一学位であるバカロレアについては、全国統一に実施される試験に合格してそれを取得すれば、原則として、自らの居住する大学区の大学のすべての課程に登録が認められ、あわせて大学区間どうしの格差が極小になるように努力されてきたのであった。大学課程の登録後も通常、所得が目指される、D.E.U.G.、リサンス、メトリーズといった学位の取得条件は選択肢が多くなく、個々の大学の多様性よりは平等な高等教育の保障に重点が置かれていたと評価できる。

ところが近年、こうしたいわば統一的学位、免許取得を前提とした大学教育の在り方が問い直されてきている。その契機の一つとなり、自らその論点を発展させていったのが全国大学評価委員会（Comité national d'évaluation: C.N.E.）であった。本稿ではこのC.N.E.の成立の背景、その組織、活動の分析を通じて、現代フランス大学教育の発展方向について探ることとしたい。

2. C.N.E.成立の背景

C.N.E.が成立する以前においても、大学の評価が行われていた。レンヌ大学教授フレヴィルが委員長を務めた大学財政改革委員会では、その報告書（1981年）の第6章「より良い管理のための規則の緩和・適用」の中で、「C 大学活動の評価（appréciation）」として大学の教育活動について、学生の知識検査試験「épreuves de vérification des connaissances」の受験率や国家公務員試験の合格率、学生に対する情報提供及びオリエンテーションのための部局の活動、大学の協力の下に行った学生のための実習、大学離学から最初の就職までの期間、国家の通常の試験に対しての独自の手だての全体等を調査することを提案している¹。

ミッテラン大統領の登場に伴って設置された、1981年5月の「総括委員会」においてもシュヴァルツによって「全国大学評価機関（instance nationale d'évaluation des universités）」設置の提案がなされている²。このシュヴァルツはフランスの初期の大学評価に非常に強い影響を与え、C.N.E.の初代委員長を務めることとなった。彼はその著書『大学を救うために』の中で、「大学の中に定期的に評価をする機会を設けることは急務である」とか、「研究は等しく量的にも管理されなければならない。何故なら特に現実の状況において、週3～6時間の講義や管理業務しかしていない教員がスキャンダラスな特権を楽しんでいるのを否定できないからである」、「各々の教員は評価に参加せねばならず、順に自分たちが評価者となり、また評価されるのを、そして自分たちの純粋な利益は危機に瀕しており、教員の手段全体は現実には衰退に向かっているのだということを知るのである」と述べ、「評価はフランスの大学救済の1つのチャンスである」としている³。

このようにC.N.E.設立以前にも、フランスの「平等」的大学システムを個別大学の評価によって見直して行こうという動きがあったのである。

3. C.N.E.の組織及び活動について

1984年高等教育法はその第4条で「高等教育の公役務の使命は、基本となる高等教育及び生涯教育、科学・技術研究及びその成果の評価・活用、文化の伝播及び学術的・技術的情報の普及、国際協力の4点である」とし、第65条で「学術的、文化的、職業的性格を有する公施設法人⁴を評価する全国委員会（C.N.E.）は、本法第4条に定める使命

の遂行とその成果について評価を行う。C.N.E.は高等教育及び研究政策の策定・実施にあたる当局と連携しつつ評価を行い、また締結された契約の成果を評定する。C.N.E.は関係書類の調査及び実地調査を行う権限を有する。C.N.E.は特に高等教育の活動状況及び学生の進学・進路指導の状況をみながら、各機関の機能及び教育・研究活動の効率性の改善のための方策につき勧告を行う。C.N.E.は定期的に活動状況報告書と高等教育・研究の状況に関する報告書を作成し、これを公表する。これらの報告書は、高等教育・研究全国審議会に送付される。C.N.E.の構成、運営規則、委員の指名または選出の詳細はデクレで定める」とし、これを受けて、C.N.E.は1985年5月に活動を開始している。そして早くも1年目には、ポー大学（1986年9月）、ストラスブール第1大学（1986年9月）、エクスマルセイユ第1大学の報告書を作成し、1994年12月までに86校の報告書を提出している。評価は当初、理科系で進展し、文科系は少なかったが、現在までにはほぼ同比率で評価が実施されており、1995年までにはフランス全体の機関の評価を終了する予定となっている。学問分野ごとの評価は地理学（1989年）、情報科学（1993年）、歯科医学（1994年）と進み現在は化学と言語学についてとりくまれている。

評価の順序は、全体の過程として3～6か月を予定していたが、実際はかなり時間がかかり、8～15か月かかっているという。具体的には次のとおりである⁵。

◆最初の接触

C.N.E.の公的合意の後、機関の長による書類(dossier)が要求される。

内容：特長・問題点についての簡単な評価を付した当該機関の文書。

◆第1回訪問（1日）

当該評価に責任を持つ2人の委員の派遣。

－長及びそのスタッフ等との面接、評価を要求する動機になった主要な問題についての照会。

◆質問表の送付

各部署長へ直接、情報を要求。該当機関の各構成員、組織、機能、教育・研究政策の優先課題についての正確な情報を収集することを目的にする。

◆専門委員の任命、専門委員による検討。

該当機関の規模、教育、研究者のリストを考慮して、15～30人の専門委員を任命（実際は次表のとおり）。本質的には教委、研究者の中から選ばれるが他の例もある。任命された委員による文書、資料の検討。

* 専門委員の数は評価対象の規模、性格による。

5人未満	10
5～10人	19
11～15人	13
20人以上	13

(C.N.E., Rapport 1989-1993, 1993, p.20.)

この26のうち1989-1993年では9のみ。

◆報告書（この段階では非公開）作成。

専門委員による報告書作成。但し、全体としての機関の一般的性格、管理・運営については委員自らが分析。

2人の委員が該当機関の報告書、情報を受領。

◆第2回（最終）訪問。

一連の専門委員報告書の検討終了後、その意見、判断についての当該機関の各責任者との意見交換。

◆最終報告書を委員会に提出。

全体会議の討議、承認を経て最終決定となり、共和国大統領に送付され、教育相、大学担当相、及び当該機関の長に届けられる。

* Bulletin du C.N.E., N° 1, 1986, p.3. を基礎としている。

C.N.E.は、1989年10月～1991年5月の小委員会活動「職業的目的を持つ技術的課程に大学を開く」小委員会（委員3人、外部専門委員8人、計11人で構成）及び「大学における継続的職業養成」小委員会（委員3人、招聘委員（前委員）1人、外部専門委員7人、計11人で構成）において新たな大学教育の在り方について検討を加えて行ったが、その基礎資料となったのは、評価対象となった各大学から収集された次のような指標であった。それは、大学運用の指標として、①学生の配置（専攻科・科目・コース別）、②試験の合格状況（期・コース・資格別）、③資格取得までの平均期間、④就職者についての分析等であり、特に教育と学生に関する指標として以下のようなものであった。

- I 機関の政策：①募集の方針（教員・学生）
 - ②収容能力の定義
 - ③養成のコースの適応（資格賦与の請求・廃止・改造・設置）
- II 学 生：①期・専攻科ごとの外国人学生
 - ②期・専攻科ごとの有職学生
 - ③特別の状況の学生（遠距離居住者、中断の学生等）
 - ④大学入学者の社会経済的分析
- III 専 攻 科・科目・コースごとの配置の率：
 - ①法定の教員対学生・法定の教員及び研究員対学生
 - ②法定の時間と全体の時間対学生数
 - ③補助授業対法定の時間（コースごと）
 - ④D.E.U.G.担当のA級教員対法定教員の全体数
 - ⑤教員の実際の可能数（教員の実施に責任をもち得る教員の数）
- IV 学業成就率（過去3か年）：
 - ①期・コース・資格ごと（登録者、出席者、合格者の分析）
 - ②コースごとの修了者の率の推移
 - ③D.E.U.G.水準のコースごとの合格率とバカロレアのコースとの関係
 - ④D.E.U.G.第2学年への進級（合格・断念・留年・転向）
 - ⑤学生のたどる道筋（第2期課程への進級）
 - ⑥学習単位制に基づいた試験
 - ⑦国家試験の合格率（中等教員免状、アグレガシオン、行政職）
 - ⑧I.U.T.への志願者と合格率
- V 資格取得までの平均期間または在学年数と資格取得者の数
- VI 就職者の分析：
 - ①卒業者と雇用についての観察の有無
 - ②実際の社会への参入と資格取得後の多年の分析等の総括
 - ③学生団体とその役割
- VII 教員の初期・継続の養成：
 - ①注意喚起活動
 - ②各採用試験への準備（師範学校への進学、外部試験、大学区の計画に参加）
 - ③教育についての研究活動（教育学に依る成果と機器）
- VIII 継 続 教 育：①教員の参加（その数、その学位）
 - ②資格に結びつく教育と短期教育
 - ③聴講者の多様な種類

(C.N.E. Bulletin du C.N.E., N° 6, 1988, pp. 2-4)

以上のような個別大学の評価に加えて、C.N.E.は、これまでに『大学はどこに行くのか』1987年5月⁶、『大学にとっての最重要課題』1989年5月⁷、『大学：開放の機会』1991年6月⁸、『大学：均衡の追求』1993年8月⁹の4つの全体報告書を共和国大統領に提出しており、大学評価全体の問題点を総括している。その大枠は、「自主性があるはずの大学がそれを発揮できていない現状から、自己財源の拡大、研究・教育の真の経費の計算を要求。自主性は競争なくしては存在できないし、定期的な評価なくして存在し得ない。評価は自主性の不可欠の相手である」として個々の大学の自主性の拡大を図る方向を示し、「学生、教員そして学長のやる気（Bonne volonté）を誘う改革」、「自治の拡大、学長の権限拡大と大学の真の自治的手段の創設」を提唱している。そして将来的には、「評価を続け、評価結果の再検討を可能にしていけば、やがては大学の自己評価を可能にする。それは自治的評価方式の元に行われ、当該大学によって完全に組織され、大学自身によって選ばれた専門委員の手によって行われ、そのレポートは直接大学にもたらされる」ことを構想している。

以上の個々の大学の自主性拡大については、具体的にはC.N.E.の初期においては、硬直的、古典的で、実社会との接続が良好とはいえない大学第1期課程の問題として指摘され、コンピエーニュ技術大学の如くの個別的、特殊的成功例が紹介され、技術大学の設置の問題として指摘されている。科学的価値そして「収益」によって説明された統計が重要であると指摘した箇所でも、「各学部はそれぞれ質と弱点を持ちつついば生きているのであるから、それを治療するためにはいくつかのパラメーターによる採点を用いることが可能である。それは第1期課程における優秀性（excellence）、職業的目的を有す養成における優秀性、教員養成における優秀性、一般的ナリサンス、メトリーズ課程の優秀性、研究における優秀性である」としている。以上のことは、大学改革のための政策立案に寄与し（例えばジョスパン時の第1期、第2期課程改革）、また改革を支える基盤としても機能することとなった。

4 まとめにかえて

以上に概観してきたC.N.E.の活動は、フランスに個別的大学の形成と大学ごとの独自の教育の形成を促進している。それに伴って為された、チューター制の導入や種々の資格の取得過程の多様化は、社会からの様々な職業上の要請に対応したものであり、大学教育の「職業化」ともいわれる状況を推進している。

しかしこうした状況が無前提に受け入れることは妥当ではない。個別的大学の形成の前提には、高等教育システム全体の中で大学をどう位置付けるのかという問題が存している。つまり大学は、職業人養成機関か、専門職養成機関か、学術研究機関か、という問題である。この問題が解かれないうちに、つまり大学の役割が曖昧なまま、大学教育の個別的展開が為されるならば、大学は他の高等教育機関の補助的役割を果たすに過ぎなくなり、まさに大学は「安全弁」となってしまうこととなる。

さらに、この問題は大学の更なる大衆化の中でより深刻な問題となる。「エリート的高等教育の終焉」（国民議会文化・家庭・社会委員会、1992年財政法案審議）¹⁰という主張と質の追求との関係は現代フランス大学の教育の展開を図る上で大前提となる問題である。

周知のとおり、1993年春には国民議会選挙で社会党が歴史的敗北を喫したが、それにより成立した共和国連合（P.R.P.）、民主連合—中道（U.D.F.C.）の保守政権はその高等教育改革理念として多様性、自治、競争、開放を掲げ、高等教育の量だけではなく、質の向上も目指すことは明確である。実際、ル・モンド紙と当時のフランソワ・フィヨン高等教育・研究大臣の会見¹¹では、社会党が掲げた大学2000年計画のリスケジュールリング、すなわち実施計画の再調整、分割がいわれ、また、1984年高等教育法の枠から脱する（適用除外：dérogation）ための法改正の扱いにも言及し、国民議会に上程される穏健な改革案の審議は夏前にも行われる予定があることがいわれ、実際、その法案の審議が行われた。そこでは、「学生人口の増大、技術革新、過度の一律性・中央集権、経済危機及び統合の困難性は、我々の教育システム、とりわけ高等教育システム発展の必要性を喚起している。そのためにはシステムの効率の改善や地方公共団体、企業との関係強化が何よりもその自治によってなされることが不可欠である」¹²とされ、大学の自治、自由の強化が強調された。またこの点についてフィヨン大臣が補足答弁を行い、「学生達は大学の伝統的・本質的使命、つまり全ての知的資産の伝達と革新を問題にすることよりも、より実際の、より養成・雇用に向けられている、そして独力で彼らが当然恐れる失敗と戦うことを可能にする、新たな使命によって自分達の大学が豊かになることを望んでいる」¹³としている。全体として新法案は大学のための適用除外の可能性の一般化を狙い、経済セクター、国家、

地方の必要性に適合する養成の創設や、実用性があり、役に立つ学位を持った学生の養成を具体的に目指そうとするものであった。また、個々の大学財政の適用除外に関しては学生の必要性や社会－経済界の現実により良く適合した新しい手段の導入等その運用の自由化をもたらすとされたのである。何よりも注目すべきは、こうしたことがC.N.E.によってなされた外部評価に基づくものであるとされたことであり、これからの適用除外についての評価もC.N.E.によってなされることが予定されていた点である¹⁴。

こうした法案に対し、社会党は、自治を強化し、契約化を促進することには賛成するが、この法案は別物であるとし、3つの危険があるとしている。第1は、大学の分裂とバルカン化(balkanisation)の危険である。具体的には、①高等教育の公役務の細分化と分裂に道を開く、②私立大学の萌芽、③学位の国家的性格の一致が保たれるのか、が問題にされ、さらに、新法案は地方の不均衡・不平等を一般化する恐れがあったとした。これについては、国家は大学に自治を実際に保障すべきではあるが、高等教育システムの一貫性の観点からすると国家レベルでの養成の均衡と学位の国家的性格にも注意する必要があるとの意見も出されている。第2の危険は、財政関係が封建体制(régime des féodalités)となる危険であり、第3の危険は、学位の国家的性格が法的にはないが事実上喪失する危険である。

結果として、1993年6月8日にはRPRとUDFC所属等の13人の代議士が新法案を提出した。24日から国民議会での審議を開始し、社会党などの非受諾抗弁(exception d'irrecevabilité)を経て、26日に国民議会を通過(賛成480:RPR、UDFC、反対93:社会党、共産党)し、7月5日から上院(元老院)で審議が開始された。しかし、7月28日付憲法評議会評決で教員－研究者の自由と独立という憲法原理の侵害等を理由として違憲判決が出されたため¹⁵、法案そのものが廃案となった。これを受け、フィヨン高等教育・研究大臣は1995年の大統領選挙後に新たな法案を提出する予定を述べている¹⁶。

註

1. La commission d'étude de la réforme du financement des universités, Rapport au Premier ministre de la commission d'étude de la réforme du financement des universités, La documentation française, 1981.
2. Études et rapports de la commission du bilan, La France en mai 1981: l'enseignement et le développement scientifique, La documentation française, 1981.
3. Laurent Schwatz, Pour sauver l'université, Seuil, 1983.
4. 大学のこと、詳細は次の拙稿参照。「フランスの大学の設置形態の分析－特徴ある公施設法人(établissement public)の法制度的検討－」(『京都大学教育学部紀要』第35号、1989年)。
5. 以下のC.N.E.に関する記述は、その概要をC.N.E., Bulletin du C.N.E., N° 1-19, 1986-1995. に依りつつ、石村が1993年12月に行った、C.N.E.事務局長、André Staropoli とのインタビュー記録で補足している。
6. C.N.E., Où va l'Université?, rapport au président de la République, 1987.
7. C.N.E., Priorités pour l'Université, rapport de fin de mandat au président de la République, 1989.
8. C.N.E., Université: les chances de l'ouverture, rapport au président de la République, 1991.
9. C.N.E., Université: la recherche des équilibres, rapport au président de la République, 1993.
10. Avis présenté au nom de la commission des affaires culturelles, familiales et sociales sur le projet de loi de finances pour 1992, Assemblée nationale, 1991.
11. le Monde, 10 juin 1993, p.16.
12. Journal officiel de la République française, Assemblée Nationale(C.R.), Année 1993, p.2211.
13. Ibid, p.2214.
14. 提出された法案においては、次のように記されている。「適用除外が有効になり始めてから3年の期限終了を迎えた時には、高等教育を所管する大臣は適用除外の手段の評価にとりかからせることができる。この評価の結論からみて大臣は適用除外を終了させることができる」。
15. Décision n° 93-322 DC du 28 juillet 1993.
16. le Monde, 30 juillet 1993, p.7.

【その他の参考文献】

手塚武彦「フランスにおける大学の評価」

(飯島宗一他編『大学設置・評価の研究』東信堂、1990年)。

吉田正晴「フランスの大学における自治と経営－全国大学評価委員会の創設をめぐって－」

(広島大学大学教育研究センター『大学研究ノート』第67号、1986年)。

拙稿「フランスにおける大学改革の動向－質 (qualité) の確保要求と民主化要求の關係に着目して－」

(筑波大学大学研究センター『大学研究』第5号、1989年)。

拙稿「フランスにおける大学教育の問題点」(『関西教育学会紀要』第13号、1989年)。